

## 板橋区都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

令和4年3月8日区長決定

### (趣旨)

第1条 この要綱は、東京都板橋区都市づくり推進条例施行規則（令和2年板橋区規則第100号。以下「規則」という。）第3条第2号に規定する都市再生推進法人（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条第1項に規定する都市再生推進法人をいう。）（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法に定めるもののほか、東京都板橋区都市づくり推進条例（令和2年板橋区条例第31号）で使用する用語の例による。

### (指定の申請)

第3条 法第118条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（別記第1号様式）を区長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書類
- (4) 法人の組織、沿革及び事務分担を記載した書類
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) 推進法人に指定される以前の都市づくりの活動の実績を示す書類
- (8) 活動区域を示す図面
- (9) 申請理由等を記載した書類
- (10) 法第119条に規定する業務に関する計画書
- (11) 誓約書（別記第2号様式）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 申請者は、第1項の申請書の提出前に事前に区と協議するものとする。

(指定の基準等)

第4条 区長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人に指定することができる。

- (1) 区内において都市づくりの推進を目的とした公益的な活動を行う法人であり、その事務所が区内にあること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織に、推進法人の指定後に行おうとする業務に関連する都市づくりの活動の実績があり、継続的な活動の見込みが十分にあること。
- (3) 活動区域内の区民等に対して活動内容の周知を積極的に行っていること。
- (4) 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (5) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。
- (6) 関係行政機関、活動区域内の他の民間組織等と都市づくりについて十分な連携を図ることができることと認められること。
- (7) 東京都板橋区暴力団排除条例(平成24年板橋区条例第28号)第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者が所属していないこと。
- (8) 関連する法令等を遵守した事業計画であること。

2 区長は、前項の規定により推進法人に指定しようとするときは、都市づくり専門家会議の意見を聴くことができる。

3 区長は、申請者を推進法人として指定したときは、都市再生推進法人指定書(別記第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第5条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書(別記第4号様式)により行うものとする。

2 推進法人は、その業務の内容等を変更しようとするときは、都市再生推進法人業務内容等変更届出書(別記第5号様式)を区長に提出するものとする。

3 前項の規定により変更しようとする業務の内容等が法第119条に規定する業務に関する事項又は活動区域の拡大に関する事項であるときは、区長は、あらかじめ都市づくり専門家会議の意見を聴くことができる。

(事業の報告)

第6条 推進法人は、事業年度開始後速やかに、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を区長に提出するものとする。

- 2 推進法人は、事業年度終了後速やかに、当該事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を区長に提出するものとする。

(指定の取消)

- 第7条 区長は、推進法人が法第121条第2項の規定による命令に違反したとき又は第4条第1項第7号に該当しないこととなったとき若しくは第3条第1項の申請をしたときに第4条第1項第7号に該当していなかったことが判明したときは、推進法人の指定を取り消すことができる。
- 2 区長は、前項の規定により推進法人の指定を取り消そうとするときは、必要に応じて都市づくり専門家会議の意見を聴くことができる。
  - 3 区長は、推進法人の指定を取り消すときは、都市再生推進法人指定取消通知書（別記第6号様式）により当該推進法人に通知するものとする。

(推進法人への支援)

- 第8条 区長は、推進法人が地域価値向上活動を促進するために行う規則第3条第1号に規定する空地又は建築物の内部空間の活用に対し必要な支援を行うことができる。

(委任)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

都市再生推進法人指定申請書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

(事務所の所在地・連絡先)

都市再生特別措置法第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

1 添付書類

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (4) 法人の組織、沿革及び事務分担を記載した書類
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) 推進法人に指定される以前の都市づくりの活動の実績を示す書類
- (8) 活動区域を示す図面
- (9) 申請理由等を記載した書類
- (10) 都市再生特別措置法第119条に規定する業務に関する計画書
- (11) 誓約書
- (12) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

※ 板橋区受付欄

(注意)

- 1 ※の欄は、記入しないでください。
- 2 正副2部を提出してください。

誓約書

都市再生推進法人の指定を申請するに当たり、下記事項について誓約します。

記

- 1 都市再生特別措置法第119条各号に掲げる業務の実施に当たっては、関係行政機関や活動区域内の他の民間組織等と都市づくりについて十分な連携と調整に努めます。
- 2 当法人は、板橋区暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団ではありません。
- 3 当法人には、板橋区暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者は所属していません。
- 4 本申請により、暴力団の利益になり、又はなるおそれはありません。
- 5 当法人は、法人税等の滞納はありません。
- 6 この申請に当たって提出する書類等の内容は、事実と相違ありません。
- 7 2から6までの事項に疑義がある場合は、関係機関に役員等の個人情報を提供した上で必要な照会をすることについて同意します。
- 8 関係法令及び板橋区都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱の定めを遵守します。

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住所

法人名

代表者氏名

都市再生推進法人指定書

板橋区指定第 号  
年 月 日

法人の名称 様

板橋区長

年 月 日付けの申請については、適正であると認められることから、都市再生特別措置法第118条第1項の規定による都市再生推進法人として指定します。

都市再生特別措置法をはじめとする法令等を遵守し、都市再生のため適正かつ確実に業務を遂行してください。

1 指 定 番 号 :

2 法 人 の 名 称 :

3 法 人 の 住 所 :

4 事 務 所 の 所 在 地 :

5 活 動 区 域 :

第4号様式（第5条関係）

都市再生推進法人名称等変更届出書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

都市再生推進法人の住所  
都市再生推進法人の名称  
代表者氏名  
(事務所の所在地・連絡先)

都市再生特別措置法第118条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

指定年月日・指定番号	年 月 日	板橋区指定第 号
変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項※1	<input type="checkbox"/> 法人の名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地 <input type="checkbox"/> その他	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※2 板橋区受付欄

- (注意) 1 ※1の欄は、該当する□にチェックをしてください。  
2 ※2の欄は記入しないでください。  
3 正副2部を提出してください。

第5号様式（第5条関係）

都市再生推進法人業務内容等変更届出書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

都市再生推進法人の住所  
都市再生推進法人の名称  
代表者氏名  
(事務所の所在地・連絡先)

板橋区都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第5条第2項の規定により届け出ます。

記

指定年月日・指定番号	年 月 日	板橋区指定第 号
変更予定年月日	年 月 日	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※ 板橋区受付欄

- (注意) 1 ※の欄は、記入しないでください。  
2 正副2部を提出してください。

都市再生推進法人指定取消通知書

板橋区指定第 号  
年 月 日

法人の名称 様

板橋区長

年 月 日付け 板橋区指定第 号で通知した都市再生推進法人の指定について、下記のとおり取り消します。

記

指定年月日・指定番号	年 月 日 板橋区指定第 号
指定取消理由	

(教示)

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。